

別表6（第3条第1項第6号関係）

固定資産の使用料

1 土地の使用料（年額）

当該土地の時価に100分の4（当該土地の使用許可期間が1月に満たない場合にあっては、100分の4.4）を乗じて得た額（電柱等の支持物のための土地の使用にあっては、次の表に定める額）。

	単位	地目別				備考
		田	畑	宅地	山林原野	
コンクリート柱 本	本	1,870円	1,730円	1,500円	180円	A柱、H柱、三角柱等は1脚1本とする。
支線又は支柱	本	1,870円	1,730円	1,500円	180円	
鉄柱	基	1,870円	1,730円	1,500円	180円	
鉄塔	187キロボルトまで	7,305円	7,215円	5,630円	1,485円	
	66キロボルトまで	5,925円	5,415円	4,595円	1,340円	

2 建物の使用料（年額）

次の（1）から（3）までに定めるところによって算出された額の合計額に100分の110を乗じて得た額（人の居住のための建物の使用（使用許可期間が1月に満たない場合を除く。）にあっては、次の（1）から（3）までに定めるところによって算出された額の合計額）に当該使用許可面積を当該建物の延べ面積で除して得た数（小数点以下5位の数は、四捨五入する。）を乗じて得た額（建物の壁面、天井裏等に携帯無線通信の基地局その他これに類するものを設置する場合における建物の使用にあっては、1箇所当たり年額1,500円）。

- （1）当該建物の時価に100分の4を乗じて得た額。
- （2）当該建物の複成価格の100分の80に相当する額に次の表に定める耐用年数で除して得た額。

主要構造	耐用年数
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造及びこれらに準ずるもの	65
ブロック造、れんが造及びこれらに準ずるもの	50
木造及び他の区分に該当しないもの	30

- （3）当該建物の占める土地の時価に100分の4を乗じて得た額（当該土地が通常の賃借料を負担する借地の場合にあっては、当該土地の部分の賃借料の年額）。

3 1及び2の規定にかかわらず、自動販売機（食券用のものその他理事長が定めるものを除く。）を設置する場合における土地又は建物の使用許可に係る使用料は、当該土地又は建物の使用許可面積1平方メートル当たり年額1万7,280円とする。

4 土地及び建物以外の固定資産の使用料 1から3までに定める算定方法に準じて算定した額。

5 1から4までの使用料は、当該使用許可の期間が1年に満たないとき又は1年に満たない期間があるときは当該期間については月割計算により、その期間が1月に満たないとき又は1月に満たない期間があるときは当該期間については日割計算により算定した額（使用時間が1日に満たないとき又は使用期間に1日に満たない時間があるときはその時間については1日の使用料を時間割計算により算定した額）。

6 固定資産を使用させる場合において、当該使用に関し次の（1）から（4）までに掲げる費用をその使用者に負担させることが相当であるときに、その使用料の額に加算して徴収する料金当該費用の額。

- （1）電気若しくは電力料金、水道料金又はガス料金
- （2）暖冷房に要する経費
- （3）火災保険料
- （4）清掃、警備等に要する経費であって使用者に負担させることが適当であると理事長が認めるもの